



社会福祉法人あと会

(ユニット型指定介護老人福祉施設) 特別養護老人ホームでじま・くにくさ 重 要 事 項 説 明 書

あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対してユニット型指定介護福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当ユニット型指定介護福祉施設サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。平成27年4月より新たに入所する方については原則要介護3以上となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業	2
4. 居室等の概要	3
5. 職員の配置状況	4
6. 当施設が提供するサービス	5
7. 施設利用に関する留意事項	15
8. 非常災害対策	16
9. 秘密保持と個人情報の保護	16
10. 契約者が病院等に入院された場合の対応について	17
11. 残置物引受人	17
12. 虐待防止の措置について	18
13. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて	18
14. 事故発生時の対応について	18
15. 要望及び苦情等の相談	19
16. その他	20

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3470107099

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 | 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むよう支援します。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホームでじま・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島市南区出島一丁目18番17号 |
| (5) 電話番号 | 082-256-9293 |
| (6) 施設長氏名 | 横山 輝代子 |
| (7) 運営方針 | 施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位（ユニット）とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で安心して暮らせる生活環境をつくり、個人としての尊厳が保てるような、心豊かなケアを目指します。また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 |
| (8) 開設年月日 | 平成24年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 90人 |

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (20人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床 利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合 事業における第1号訪問事 業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—
	夜間対応型訪問介護	平成27年 1月 1日	—
	定期巡回随時対応型訪問介 護看護	平成27年 1月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介 護	平成19年10月 1日 平成19年10月 1日	24人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生 活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	—

4. 居室等の概要

居室・設備の 種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	90室	トイレ、ナースコール、エアコン、 洗面所、収納家具、クローゼット

		完備 2階 (30) , 3階 (40) , 4階 (20)
ユニット	9ユニット	2階東 (ユニット型個室) 定員10 2階西 (ユニット型個室) 定員10 2階北 (ユニット型個室) 定員10 3階東 (ユニット型個室) 定員10 3階西 (ユニット型個室) 定員10 3階南 (ユニット型個室) 定員10 3階北 (ユニット型個室) 定員10 4階東 (ユニット型個室) 定員10 4階南 (ユニット型個室) 定員10
共同生活室	9室	2階 (3) , 3階 (4) , 4階 (2)
浴室	11室	個浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

(居室の変更)

ご契約者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族の同意を頂いたうえ決定します。

5. 職員の配置状況

職種	業務内容	員数
施設長 (管理者)	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事	常勤専従 1 名
医師	健康管理及び療養上の指導に従事	必要数
介護職員	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等に従事	看護職員とあわせて常勤換算方法により 33.4 名以上
看護職員	健康管理や療養上の援助、日常生活上の介護等に従事	3 名以上 ※ 1 人以上は常勤
機能訓練指導員	機能訓練指導に従事	1 名以上
生活相談員	日常生活上の相談等に従事	常勤 1 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の立案等に従事 (兼務)	1 名以上 ※ 常勤専従 1 人以

		上(但し利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可)
管理栄養士	利用者の施設サービス計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事	1名以上

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 医師	週2回 13:00～16:00
2. 生活相談員	8:30～17:30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 (1ユニットあたり) 早朝: 7:00～11:00 1名 日中: 11:00～16:00 1名 夕方: 16:00～20:00 1名 夜間: 20:00～ 7:00 1名 (2ユニットに1人の夜勤体制です。)
4. 看護職員	8:30～17:30
5. 管理栄養士	8:30～17:30
6. 機能訓練指導員	8:30～17:30
7. 介護支援専門員	8:30～17:30

【第三者による評価の実施状況】

実施の有無	無
実施した直近の年月日	－
実施した評価機関の名称	－
実施結果の開示状況	－

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また、個々の利用者の状況に合った加算があります。利用料金、各加算の料金は、別紙に記載しております。

【サービスの概要 施設サービス費】

①入浴

- ・ご利用者の状態に応じた入浴、入浴介助を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者一人一人の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケア計画によって低栄養状態を予防します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

※食事開始時間（状況に応じて弾力的に対応します）

朝食：7：30 昼食：12：00 夕食：18：00

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。適切な健康管理を提供するため、一定割合の看護職員配置に努めています。

⑥ご容態の悪化に伴う医療連携の確保

- ・万一の容態の悪化に伴う、医療ニーズ等にお応えするため、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保、また終末期に

おける看取りに関する指針を定め、ご相談にお乗りいたします。
詳細は、別紙『でじま・くにくさでの医療の考え方』をご参照ください。

⑦その他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。また、生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

【サービスの概要 加算項目】

下記の各項目に該当・実施した場合には、上記施設サービス費に加え料金が加算されます。

①日常生活継続支援加算

介護福祉士の数が入所者 6 又はその端数を増すごとに、介護福祉士を 1 以上配置しており、かつ国の定める重度者と認知症高齢者が新規入所者の一定割合以上を占める割合やたんの吸引等が必要な入所者が一定割合以上を占める場合

②看護体制加算

(i) 看護体制加算Ⅰ 2

- ・常勤の看護師を1名以上配置している場合

(ii) 看護体制加算Ⅱ 2

- ・国の定める基準を上回る手厚い看護職員を配置しており、24時間連絡できる体制を確保している場合

※加算Ⅰと加算Ⅱを同時に満たす場合、併算致します。

③夜勤職員配置加算

(i) 夜勤職員配置加算Ⅱ 2

夜勤時間帯に、介護又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合

(ii) 夜勤職員配置加算Ⅳ 2

夜間職員配置加算Ⅱ 2 を満たした上で夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合

④生活機能向上連携加算

国の定める基準に従って、外部のリハビリテーション専門職と自立支援・重度化防止を目的とした介護を推進している場合

⑤個別機能訓練加算

利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合（加算Ⅰ）その上で、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用している場合（加算Ⅱ）口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を相互に共有している場合（加算Ⅲ）

⑥ADL維持等加算

利用者のADLを良好に維持・改善する目的により、国の定める基準に従って、ADL値を測定し厚生労働省へ提出し、定められた基準以上の維持・改善が図られている場合

⑦若年性認知症入所者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合

⑧外泊時費用

外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えた金額をご請求致します。ただし、外泊初日と施設に戻られた日は、入所日と同様の扱いになり、外泊扱いにはなりません。

⑨初期加算

入所した日から起算して30日以内の期間に該当する場合

⑩退所時栄養情報連携加算

管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合

⑪再入所時栄養連携加算

医療機関に入院された施設利用者が、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、入院先医療機関の管理栄養士と施設の管理栄養士が連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合

⑫退所時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合

⑬退所時等相談援助加算

（i）退所前訪問相談援助加算

入所期間が1月を超える見込みの入所者の退所に先立ち、ケアマネジャー・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。入所後早期に退所前相談援助の必要が認められる入所者は2回まで算定可。入所者が退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供を行った場合も同様に算定

(ii) 退所後訪問相談援助加算

入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供等を行った場合も同様

(iii) 退所時相談援助加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所時に入所者・家族等に退所後の相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村および老人介護支援センターに必要な情報提供をした場合。入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て、同施設に介護状況の文書を添えて情報提供等を行った場合も同様

(iv) 退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入所者の同意を得て入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供とサービスの調整を行った場合

⑭ 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合。

⑮ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を国の定める基準以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上実施し、入所者ごとの栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整等を実施している場合。加えてリスクが低い利用者にも食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応しており、入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な栄養管理の実施のため、必要な情報

を活用している場合

⑩経口移行加算

経管により食事を摂取する利用者に対して、経口による食事の摂取を進めるために医師の指示に基づき、経口移行計画を作成し、計画に従い特別な管理を実施した場合

⑪経口維持加算

(i) 経口維持加算 I

経口で食事が摂取できるが摂食機能障害を有し、著しい誤嚥が認められる利用者に対し、多職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合

(ii) 経口維持加算 II

経口維持加算 I を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合

⑫口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月 2 回以上実施し、介護職員に対して具体的な技術的助言及び指導を行うとともに、介護職員からの相談等に必要に応じて対応する等多職種が連携して口腔衛生管理を行った場合（加算 I）。この事に加えて口腔衛生等に係わる計画の内容を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効な口腔衛生等の管理の実施のため、必要な情報を活用している場合（加算 II）

⑬療養食加算

医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合

⑭特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行った場合

⑮配置医師緊急時対応加算

国の定める基準に従って、配置医師が施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制等を確保し、施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜、通常の勤務時間外に施設を訪問し、入所者の診察を行った場合

⑯看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共

同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合（加算Ⅰ）。また、国の定める基準に従って、配置医師が施設の求めに応じて24時間対応できる体制等手厚い医療提供体制を整備している場合（加算Ⅱ）

②③在宅復帰支援機能加算

入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合

②④在宅・入所相互利用加算

可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合

②⑤認知症専門ケア加算

認知症専門ケアが必要な入所者が一定割合以上の施設であって、認知症ケアに関する専門的な研修を修了している者を、国の定める基準以上配置し、チームとして専門的なケアを実施する等（加算Ⅰ）。加算Ⅰの要件を満たした上で、専門的な研修を修了している者を配置し、個別の介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修を計画実施している場合（加算Ⅱ）

②⑥認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合

②⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対しサービスを提供した場合、入所した日から起算して7日を限度として算定

②⑧褥瘡マネジメント加算

入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的に評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省へ提出し褥瘡管理の実施にあたってこの情報を活用しており、評価の結果リスクがあるとされた利用者ごとに他職種が共同して褥瘡ケア計画を作成実施した場合（加算Ⅰ）。また、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合（加算Ⅱ）

②⑨排せつ支援加算

入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、定期的に評価するとともに、その評価結果を厚生労働省へ提出し排せつ支援にあたって当該情報等を活用しており、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、計画を作成実施し、定期的に見直しを実施している場合（加算Ⅰ）また、入所時と比較して排尿・排便の状態が改善している場合（加算Ⅱ, 加算Ⅲ）

③⑩自立支援促進加算

利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施をしている場合

③⑪科学的介護推進体制加算

入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合

③⑫高齢者施設等感染対策向上加算

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する取り組みの実施。また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合。

③⑬新興感染症等施設療養費

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養した場合

③⑭生産性向上推進体制加算

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供した場合

③⑮安全管理体制加算

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、1

回を限度として算定

⑳介護職員等処遇改善加算

介護職員等に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要】

① 居住費

居住費は、個室（1人部屋）の場合、室料＋光熱水費相当となります。（居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限になります。）

② 食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。（食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限になります。）

③ 嗜好品

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④ 理髪・美容

理・美容師の出張による理美容サービスをご利用頂けます。

⑤ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加された場合に、材料費の実費をご負担いただく場合があります。

⑥ 複写物の交付

サービス提供についての記録等の複写を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦ 特別室利用料（1日あたり）

利用者の希望により特定の居住環境（景観、ウォシュレット、特別な備え付け家具や調度品等）を整えた特別室が利用できます。その際、別途利用料をご負担いただきます。尚、外泊時にも特別室利用料はいただくことになります。

⑧ 健康管理関係（インフルエンザ予防接種）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な

額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について説明します。

※各サービスの利用料は、別紙に記載しております。

(3) その他サービス

【貴重品の管理】

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用頂けます。

詳細は、以下の通りです。

① 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている
預金

②お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、
有価証券、年金証書等

③保管管理者：施設長

④出納方法：別紙預り金規程参照

⑤利用料金：詳細は、別紙に記載しております。

※内訳は、受託物賠償保険の保険料、事務経費や出納業務の交通費等
です。

※上記の料金は、預金口座数、残高等に関わらず一律とします。

※また、入所日数に関わらず1ヶ月分の料金をお支払頂きます。

⑥ご契約者は、原則として「もみじ銀行 宇品支店」にて口座を開いていただきます。これは預り金等の収支を明確にして、いつでも閲覧できるようにするためです。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、義務づけるものでもありません。)なお、入院にあたりましては、ご契約者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場

合もあります。

①協力医療機関

医療機関の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
所在地	広島県安芸郡府中町青崎南2番15号
診療科	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・精神科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・リハビリテーション科他

医療機関の名称	なかお内科消化器呼吸器クリニック(横山外科)
所在地	広島市安佐北区落合南1丁目11番22号
診療科	消化器内科 呼吸器内科 内視鏡内科 内科 外科 肛門科

医療機関の名称	あと・クリニック
所在地	広島市安芸区阿戸町485-1
診療科	内科・外科・胃腸科・リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷口歯科クリニック
所在地	広島市佐伯区坪井1-33-9
診療科	歯科

7. 施設利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。
玄関施錠時はインターフォンをご活用ください。(午後17時30分から午前8時30分までは玄関が施錠している場合があります。)
感染症予防のため、流行時には、手洗いの励行や手指消毒、マスク

の着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります面会届に、必ず記入してください。また、職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。(許可書を発行致しますので、外出・外泊届にご記入願います。)

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意

① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内は全館禁煙です。

安全管理上、ライターは預からせていただきます。

8. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、避難器具設備等

防災訓練：年2回

9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情

報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

10. 契約者が病院等に入院された場合の対応について

①短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続7泊、月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所できます。但し、入院期間中も所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

①の短期入院の期間を超える入院について、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入所できます。但し、予定の退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。

入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費及び特別室利用料は徴収させていただきます。負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再び優先的に入所することはできません。

11. 残置物引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契

約を締結することは可能です。

1 2．虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

①虐待防止検討委員会の設置運営（委員会の責任者は施設長とし、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を実施します

②虐待を防止するための従業者に対する年2回以上の研修の実施

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

1 3．身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

1 4．事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

(1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合

- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- （２）契約者の財物が破損・紛失した場合
- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を生活相談員に報告し、生活相談員より速やかにご家族へ連絡します。
 - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- ※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。
- ※また、必要に応じて関係市町へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 5．要望及び苦情等の相談

（１）当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

- 1．苦情解決責任者：施設長 横山 輝代子
- 2．苦情受付担当者：生活相談員 岡崎 悠希
(TEL:082-256-9293)
- 3．第三者委員 ：阿戸地区社会福祉協議会 会長 松田康憲
 出島二丁目町内会 会長 谷寄矩明

4．苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います

（２）行政機関その他苦情受付機関

広島市南区厚生 部健康長寿課介 護保険係	所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号 電話番号 082-250-4138 FAX 082-254-9184 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 6. その他

(1) 確認

当事業所ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

(2) サービス計画

事業者は、契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)が作成し、立案した計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る施設サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、変更するものとします。施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島県広島市安芸区阿戸町418番地1
社会福祉法人あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から施行する。
この重要事項説明書は、平成24年 9月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 3月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成28年12月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成29年12月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和元年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4年10月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 6月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6年 8月 1日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 7年 3月 1日から一部改正する。